

議案提出について

議案「米軍人・軍属による事件・事故に抗議し、再発防止を求める意見書」を次のとおり
会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

金沢市議会議員 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	松	井	隆
〃	大	桑	初
〃	広	田	美
〃	麦	田	徹
〃	山	本	由起子
〃	森	一	敏
〃	森	尾	嘉昭
〃	中	西	利雄

議会議案第1号

米軍人・軍属による事件・事故に抗議し、再発防止を求める意見書

去る5月19日、行方不明中だった沖縄県うるま市の女性が遺体で発見され、元米海兵隊員で、嘉手納基地内で働く米軍属の男が逮捕される事件が発生した。ことし成人式を迎えたばかりの希望に燃えた若い女性の命が奪われたことは断じて許されるものではなく、被害女性並びに遺族の無念ははかり知れない。

全国の米軍専用施設の約74%が集中している沖縄県では、今回の事件のような米軍人・軍属による犯罪のほか、航空機騒音や環境汚染の問題などが、戦後70年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている。また、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって31の都道府県に131施設、約10万2,000ヘクタールもの米軍基地施設が所在しており、各地においてもさまざまな問題が発生している。今回の事件はその証左である。

よって、国におかれては、一般市民の生命、財産、人権を守る立場から、米軍人・軍属によるたび重なる事件・事故に関して厳重に抗議するとともに、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 日米両政府は、遺族及び沖縄県民に対して改めて謝罪し完全な補償を行うこと。
- 2 日本政府は、米国政府に対して厳重に抗議するとともに、米軍人・軍属による事件・事故の再発防止のための具体的な対応を求めること。
- 3 沖縄における米軍基地の整理・縮小を進め、沖縄の負担軽減を図ること。
- 4 日米地位協定の見直しを図ること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「保育等従業者の人材確保等に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

金沢市議会議長 福田太郎 様

提出者

金沢市議会議員

//

//

//

//

//

//

//

松

大

麦

山

森

森

中

井

桑

田

本

一

尾

西

初

美

田

由

一

嘉

利

隆

枝

代

徹

子

敏

昭

雄

議会議案第2号

保育等従業者の人材確保等に関する意見書

希望しても認可保育所に入れない子どもが続出し、「保育園に落ちたの私だ」という運動が日本中に広がるなど、保育問題の解決が国政の最重要課題となっている。この問題は、認可保育所が決定的に足りないことに加え、劣悪な労働環境のため保育士が不足していることに起因するが、国は、根本的な解決に背を向けて、一層の規制緩和と詰め込みに加え、保育サービスの切り下げを行おうとするなど、公的責任の放棄と言わざるを得ない対応をとっている。

特に、給与が全産業平均より約10万円も低いと言われる保育士からは、子育てしながら働き続けることが困難などの声が上がっており、子どもを安心して預けられる環境をつくるためには、保育士不足の解消が急務となっている。今後、国民世論に応えるためには、保育士の低賃金に対する根本的な解決が必要であり、そのためには、認可保育所の運営費である公的価格の基準改正が必要だが、その第一歩として、保育等事業者に助成金を支給することで保育士の平均給与月額を5万円引き上げる必要がある。

よって、国におかれては、保育等事業者に助成金を支給し、保育等従業者の平均給与月額を5万円引き上げ、人材確保を進めるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「熊本地震災害対策と被災者生活再建支援法の充実を求める意見書」を次のとおり
会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員 大 桑 初 枝
" 広 田 美 代
" 森 尾 嘉 昭

議会議案第3号

熊本地震災害対策と被災者生活再建支援法の充実を求める意見書

本年4月14日、熊本県を中心に起きた熊本地震の被害は甚大であり、7万棟以上の建物が全半壊、損壊し、多くの被災者が避難生活を強いられている。震度7を観測したマグニチュード6.5の地震が「前震」で、2日後には、その約16倍ものエネルギーのマグニチュード7.3の「本震」が襲うという、従来の「内陸直下型の経験則」からは考えられない被害が発生している。

熊本地震は、震度6クラスを含めて体に感じる揺れが1,400回を超えてもおさまらず、日本の観測史上かつてない被害をもたらしている。庁舎や病院、避難所としている学校などが被災した自治体は、さまざまな困難を抱えており、避難生活をしている被災者の命と健康を守るための改善策が行き届かないなど、差し迫った課題が山積している。

阪神・淡路大震災から20年以上が経過したが、この大震災を契機に被災者生活再建支援法が成立し、住宅再建支援金の上限額300万円への引き上げなど、実効性のある支援制度へ改正されてきた。また、災害対策基本法の改正では、「被災者一人一人の生活再建」として、被災者の声に耳を傾け、被災者を励まし、生活となりわいの再建に希望を持てるよう支援策を講じることの重要性が位置づけられた。

よって、国におかれては、熊本地震被災者や被災自治体の要望に応えるとともに、緊急災害対策の具体化と被災者生活再建支援法の充実を図るため、下記の事項を直ちに実施するよう強く要望する。

記

- 1 「被災者の希望第一」の立場で支援を強化し、被災者の命と健康を守ること。
- 2 必要な仮設住宅を早急に建設し、避難所を初め被災者の生活環境を早急に改善すること。
- 3 住宅再建に対する公的支援を抜本的に強化するため、当面、被災者生活再建支援法による住宅再建支援金の上限額を引き上げ、対象を半壊などにも拡充すること。
- 4 復旧・復興は、全額国庫負担で行うことを明確にして、被災自治体が被災者の生活再建と復興に全力を挙げられるようにすること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「人間らしく働けるルール確立を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

金沢市議会議長 福田太郎 様

提出者

金沢市議会議員	松	井	隆
〃	大	桑	枝
〃	広	田	初
〃	麦	田	美
〃	山	本	由起
〃	森		一敏
〃	森	尾	嘉
〃	中	西	利
			昭
			雄

議会議案第4号

人間らしく働けるルール確立を求める意見書

我が国の労働現場では、長時間労働とサービス残業が常態化していると言わざるを得ない。

さらに、労働時間規制を全面的に取り払う残業代ゼロ制度とも言われる高度プロフェッショナル制度の導入が予定され、また勤務時間に関係なく事前に決めた給与しか払われない裁量労働制を営業職などにも拡大しようとする動きがある。企業の利益を優先するこれらの制度が導入されれば、無定量化長時間労働やサービス残業に拍車をかけるとして労働界から強い懸念の声が上がっている。

よって、国におかれては、こうした動きに対するルール確立が求められていることから、下記の事項を具体化するよう強く要望する。

記

- 1 残業時間は「週15時間」「月45時間」「年360時間」という1998年の労働省告示を法制化するなど、残業時間の上限を法律で規制すること。
- 2 ヨーロッパ諸国で既に導入されている、次の勤務までの連続休息時間を確保する勤務間インターバル制度を保障すること。
- 3 裁量労働制の要件を厳格にするため、在社時間や社外勤務時間を使用者が把握・記録し、省令が定める時間を厳守させるとともに、事業所ごとの労働時間管理簿を作成させ、労働者ごとに始業時間及び終業時間を記入する義務を課すこと。
- 4 厚生労働省は労働基準法等に違反した企業名や違反行為等を公表できるようにすること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「少子高齢化に係る施策等への適切な財源の確保を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	中	川	俊	一
〃	長	坂	星	児
〃	前		誠	一
〃	小	阪	栄	進
〃	小	林		誠
〃	安	達		前
〃	澤	飯	英	樹

議会議案第5号

少子高齢化に係る施策等への適切な財源の確保を求める意見書

我が国の経済状況は、さきに発表された四半期の国内総生産が2期ぶりにプラスに転じたものの、新興国を初めとする世界経済の減速や国内での災害等の影響から先行き不透明な状況が続いている。また、社会環境においても、人口減少や急速な高齢化に係る社会保障費の増大や労働人口の低下など構造的な課題を抱えている。

このような中、国は、経済財政運営の指針となる骨太方針を示し、国内総生産600兆円の実現を目指すとともに、待機児童対策や保育の受け皿確保などの子育て支援策のほか、介護基盤整備や介護人材の処遇改善などの福祉施策を盛り込み、少子高齢化への対応を最重要課題と位置づけている。

一方、予定していた消費税率10%への引き上げを2年半延期すると決定し、市民生活への配慮はしたものの、増税による税収の増加が見込めない状況となったことから、子育てや介護など住民福祉サービスの実施主体である地方自治体を中心に、今後の財源確保を求める声もある。

よって、国におかれては、構造改革などを進め、骨太方針で示した少子高齢化に係る施策等を着実に実施するため、適切な財源を確保するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	清森	水	邦	彦
〃	森	田	一	敏
〃	広	野	美	代
〃	源		和	清
〃	前		誠	一
〃	高	多	浩	誠
〃	喜	沢	広	一
〃	下	村	理	伸
〃	松	林	雅	治
〃	小	崎		誠
〃	宮			人

議会議案第6号

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書

平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）」では、保険料負担の上昇等を抑制するため、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。また、財務省の財政制度等審議会では、競争を通じたサービスの効率化及び質の向上を促す観点から、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担とする制度への切りかえが提案されている。

しかしながら、現行の介護保険制度における福祉用具貸与等のサービスでは、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成した上で、適切なサービスを提供するなど、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。また、福祉用具貸与や住宅改修の利用を自己負担とした場合、歩行器等の利用や手すりの設置が減ることで、転倒による骨折などが発生しやすくなり、結果として介護度の重度化につながり、保険給付の増大及び介護人材の不足に拍車をかけるとの指摘もある。

よって、国におかれては、今後の超高齢社会に向けて、軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の利用について、現行どおり介護保険の給付対象として継続することを強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地下水保全に係る法整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員

//

//

//

//

//

//

//

//

//

//

清 水 邦 彦
森 一 敏
広 美 代
源 田 和 清
前 野 美 誠
高 喜 浩 一
下 多 伸
松 沢 村 治
小 林 林 誠
宮 崎 雅 人

議会議案第7号

地下水保全に係る法整備を求める意見書

我が国は、降水量が豊富で、国土の多くが山林であることから良質な地下水が地中に多く蓄えられており、古くから生活用水や農業用水として活用され、人間の生活活動や経済活動を支える重要な資源とされている一方、汚染水による被害や過剰な揚水による地盤沈下など、経済活動が優先されてきたことによる弊害も発生している。

健全な水循環は生物が生きていく上で必須の条件であると同時に、自然災害が多発する我が国において、緊急時における清浄な地下水の確保が生命線となることから、地下水保全に対する重要性が高まっている。

国において、森林法の改正や水循環基本法の施行など、水資源の保全に向けた動きは見えるものの、各自治体が地域の実情に応じて独自に条例等を定めるほか、財政投資による雨水浸透施設等での地下水涵養に取り組んでいるのが現状である。しかし、地下水は各自治体の境に関係なく存在していることから、各自治体によるそれぞれの対策のみでは抜本的な解決は難しく、広域的な視点による対策が必要である。

よって、国におかれては、地下水資源の保全の観点から、地下水資源の適正な利用に係る法整備を速やかに図るよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「『待機児童解消加速化プラン』の推進を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	源 野 和 清
〃	前 誠 一
〃	高 浩 一
〃	喜 多 浩 伸
〃	下 沢 広 治
〃	松 村 理 邦
〃	清 水 雅 彦
〃	宮 崎 人

議会議案第8号

「待機児童解消加速化プラン」の推進を求める意見書

国は、平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受け入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として全国で2万人を超える待機児童のほか、潜在待機児童の存在もささやかれている。

待機児童の解消に当たっては、地域の待機児童数及び利用者のニーズに合わせたきめ細かな支援策が重要となることから、保育人材を確保するための大幅な処遇改善など総合的な取り組みを推進するとともに、早急な施設整備と入所しやすい環境の確保に向けた施策を講じることが必要である。

よって、国におかれては、待機児童の解消を図るため、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 予見される待機児童解消のため、「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施すること。
- 2 多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う「保育コンシェルジュ」について、利用者の視点に立った機能強化を図ること。
- 3 待機児童の受け皿確保に向けて、公有地等を活用した多様な施設整備に係る支援を拡充するほか、保育士のさらなる処遇改善及び職場の環境整備に積極的に取り組むこと。ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。